

# 福岡県公報

令和 8 年 4 月 14 日  
第 686 号

## 目 次

### 告 示 (第321号・第322号)

- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法 (畜産課) ..... 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 3
- 応急入院指定病院の指定について (健康増進課) ..... 4
- 特定病院の認定について (健康増進課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 5

### 公安委員会

- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活保安課) ..... 5
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ..... 6
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ..... 9
- 警備業法の一部を改正する法律附則第5条に規定する審査の実施 (警察本部生活保安課) ..... 11
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ..... 13

## 告 示

### 福岡県告示第321号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法 (令和7年4月福岡県告示第279号) は廃止する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	VE02 (あかつき)	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	K y u s h u 1	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	すくすくダッシュ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	I N Z - 19 (いなずまGT)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	K A I R - 12M (さつきばれEX)	中 生	〃	サイレージ・乾草
	テティラ (ジャイアント)	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ピリケン (マンモスイタリアンB)	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	エース	晩 生	〃	サイレージ
	K A I R - 12T E (ダイマジン)	晩 生	〃	サイレージ
アキアオバ3	晩 生	〃	サイレージ	
青刈えん麦	韋駄天 (ウルトラハヤテ韋駄天)	超極早生	〃	サイレージ・乾草
	隼 (スーパーハヤテ隼)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	K78R7 (アーリーキング)	極 早 生	〃	サイレージ・乾草

	夏疾風	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
青刈大麦	ワセドリ 2 条	極 早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	はるか二条	早 中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
青刈とうもろこし	K D 641 (ゴールドデント K D 641)	早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	L G 30500 (スノーデント 110)	早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	T X 1334 (ロイヤルデント T X 1334)	早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	L G 31.588 (スノーデント 115)	早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	P 1341	早 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	P 2088 (パイオニア 118 日)	早 中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	S H 4812 (スノーデント S H 4812)	中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	P I 2008 (スノーデントおとは)	中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	S H 2933 (スノーデント夏皇)	晩 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	青刈ソルガム	タキイのハイブリッドソルゴー	早 中 生	〃
シュガーグレイズ (Sugar Graze)		中 晩 生	〃	サイレージ
シュガーグレイズ (甘味ソルゴー)		中 晩 生	〃	サイレージ
シュークロソルゴー 405 (ビッグシュガーソルゴー)		晩 生	〃	サイレージ
スーダングラス	ヘイスーダン	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	ロールスイート BMR	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	K S O - S U G 4 (シュガースリム)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	K S O - S U G 5 (サマーベラー細莖)	早 生	〃	サイレージ・乾草
	トゥルー (ドライスーダン)	早 中 生	〃	サイレージ・乾草

	ベールスーダン	中 生	〃	サイレージ・乾草
	スーパーダン 2 (ロールキング)	晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ニューダン (ネオウまかろーる)	晩 生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット 中生	中 生	〃	サイレージ
	青葉ミレット	中 生	〃	サイレージ
オーチャードグラス	アキミドリ II	極 早 生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	〃	放牧・採草
しろクローバ	ファイア	早 生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	〃	放牧・採草
バビアグラス	ペンサコラ	早 生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	たちあやか (中国飼 205 号)	中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	つきあやか (中国飼 225 号)	中 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	つきすずか (中国飼 219 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	たちすずか (中国飼 198 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホークロップ)
	タチアオバ (西海飼 253 号)	晩 生	〃	サイレージ (ホークロップ)

福岡県告示第 322 号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目 13 番 1 号 本店ほか 32 店	令和 8 年

旧事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか42店	4月1日
-----	----	-------------------------------	-----------------------------	------

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部上下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和8年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和8年3月13日宗像市告示第57号）

### 公告

竹野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年4月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 退任理事

氏 名	住 所
綾部 慶幸	久留米市田主丸町地徳2905番地1
上野 政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
石橋 賢一	久留米市田主丸町中尾1832番地2
坂井 猛	久留米市田主丸町地徳3158番地1
吉岡 義光	久留米市田主丸町地徳2210番地
高木 貞佳	久留米市田主丸町地徳2007番地
塚本 光義	久留米市田主丸町竹野81
原 篤信	久留米市田主丸町中尾1191番地3

### 2 退任監事

氏 名	住 所
坂本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地
鳥越 正文	久留米市田主丸町地徳3282番地1
中野 澄隆	久留米市田主丸町竹野1849番地2
秋永 正弘	久留米市田主丸町以真恵423番地

### 3 就任理事

氏 名	住 所
藤田 満生	久留米市田主丸町地徳3312番地
上村 富士男	久留米市田主丸町地徳3164番地1
吉岡 茂範	久留米市田主丸町地徳2381番地1
坂本 安	久留米市田主丸町地徳1835番地
吉武 幸博	久留米市田主丸町竹野373番地
中野 均	久留米市田主丸町竹野1872番地
上野 耕一	久留米市田主丸町中尾1457番地
千代田 直喜	久留米市田主丸町中尾1228番地2
鳥越 恵美子	久留米市田主丸町地徳3206番地
寺崎 イ子	久留米市田主丸町中尾1154番地

### 4 就任監事

氏 名	住 所
内山 忠之	久留米市田主丸町地徳2183番地2
中野 澄隆	久留米市田主丸町竹野1849番地2
石井 利彦	久留米市田主丸町中尾1865番地第2
秋永 正弘	久留米市田主丸町以真恵423番地

**公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	指定期間
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目 8 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目 5 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452番地 2	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
行橋記念病院	行橋市北泉三丁目11番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
行橋厚生病院	行橋市大字大野井640	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
堀川病院	久留米市西町510番地	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
聖ルチア病院	久留米市津福本町1012番地	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日

**公告**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を認定したので公示する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	指定期間
-------	-----	------

福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目 8 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目 5 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地 1	令和 8 年 4 月 1 日 ～令和11年 3 月 31 日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
(第二工区) 福津市八並字中原1593番35、1593番44、1595番 5、1597番 2 及び1597番 6 から1597番10まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中間市中央五丁目10番 1 号  
有限会社大樹建設  
取締役 手嶋 龍郎

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市針摺東一丁目572番 1、572番22、572番24から572番29まで及び572番31
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市針摺中央二丁目 7 番 7 号

黒崎建設株式会社  
代表取締役 黒崎 直樹

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字文久2012番2、2012番3、2013番1及び2013番6

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行橋市大字西谷202番地1

宮田運送株式会社

代表取締役 宮田 將英

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第91号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県公安委員会

### 1 書面審査期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から同年 7 月 31 日（金）までの間

※ 福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

### 2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

### 3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

### 4 書面審査申請手続等

#### (1) 受付期間

ア 受付日

令和 8 年 6 月 1 日（月）から同年 7 月 31 日（金）

県の休日を除く。

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

#### (2) 受付場所

ア 3(1)ア又は3(2)アに該当する者

住所地を管轄する警察署

- イ 3(1)イ又は3(2)イに該当する者  
営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 3(1)ウ又は3(2)ウに該当する者  
旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚
- (ウ) 旧合格証の写し
- (エ) 3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）
- a 3(1)に該当する者  
検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）
- b 3(2)に該当する者  
検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合  
なし

5 申請方法

- (1) 4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、4(3)に掲げる必要書類を提出すること。
- (2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。
- (3) 手数料  
書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

- (1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

福岡県公安委員会告示第92号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和8年4月14日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年6月19日（金）から同年6月26日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- ※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年6月24日（水）から同年6月26日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習  
36名
- (2) 追加取得講習  
10名

### 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習  
受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

### (2) 追加取得講習

- 受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

### 5 受講申込手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

- ア 受付日  
令和8年5月11日（月）及び同年5月12日（火）

- イ 受付時間  
午前9時00分から午後4時00分までの間

#### (2) 受付場所

- 北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

#### (3) 必要書類

- ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通
- ※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)アからオに掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
- (a) 最近 5 年間に当該警備業務に従事した期間が 3 年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）
- (b) 履歴書
- b イに該当する者
- 合格証明書（1 級）の写し
- c ウに該当する者
- 合格証明書（2 級）の写し及び 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
- 旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 1 級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
- 旧検定規則第 8 条の規定により交付された旧 2 級検定に係る検定合格証の写し及び旧 2 級検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
38,000円
- イ 追加取得講習

14,000円

- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。
- また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## 5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた 2 日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
- また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45

分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

### 福岡県公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年4月14日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年7月22日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和8年7月23日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

- (1) 貴重品運搬警備業務2級  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- (2) 交通誘導警備業務1級  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 貴重品運搬警備業務2級

##### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 交通誘導警備業務 1 級

## ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

## ア 受付日

令和 8 年 6 月 29 日（月）及び同年 6 月 30 日（火）

## イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務 2 級 16,000 円

イ 交通誘導警備業務 1 級 14,000 円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事

前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続き期間内（2日間）に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）、雨具（雨天時）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

(5) 検定日の実技試験は、原則として屋外で実施するものとするが、気温が非常に高

くなることが予想されることから、こまめな水分補給のほか、涼しい服装、帽子の着用等熱中症対策に留意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第94号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和8年4月14日

福岡県公安委員会

#### 1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

#### 2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
令和8年7月24日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 審査定員

30名

#### 4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

(1) 福岡県内に住所を有する者

(2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員

(3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

## 5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

### (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 審査申請手続等

### (1) 受付期間

ア 受付日

令和 8 年 6 月 29 日（月）及び同年 6 月 30 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

### (2) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1 通

(イ) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 旧合格証の写し

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

### (3) 審査手数料

4,700 円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

### (4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、7(1)の受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた 2 日以内（県の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状を持参すること。

## 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ 90 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

## 9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間に、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

### 福岡県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 14 日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務 1 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 8 年 8 月 7 日（金）筆記試験 令和 8 年 9 月 3 日（木）実技試験	午前 9 時 00 分から 午後 0 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務 2 級

実施日	実施時間	実施場所
令和 8 年 8 月 7 日（金）筆記試験 令和 8 年 9 月 4 日（金）実技試験	午前 9 時 00 分から 午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定 15 名

#### 4 受検資格

- (1) 空港保安警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 空港保安警備業務 2 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 空港保安警備業務 1 級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合におけ

る応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 8 年 7 月 6 日（月）及び同年 7 月 7 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務 1 級及び 2 級 16,000 円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）

受付期間内に、必ず受付専用電話（080（4059）9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。